

○こんな時欠席になるの？

下のようなときは停止扱いとなり、出席にも欠席にもなりません。
保護者の方からご連絡ください。

索引

亡くなられた方（児童から見ての関係）	日 数
一親等の直系尊属（父母）	7 日
二親等の直系尊属（祖父母）	3 日
三親等の直系尊属（曾祖父母）	1 日
二親等の直系尊属（兄弟・姉妹）	3 日
三親等の直系尊属（伯叔父母）	1 日

※遠方の場合は往復日数も加算できます。

感染症

病気で学校を休む場合、お子さんがかかった病気によっては出席停止扱いになる場合があります。出席停止は学校やクラスでの感染を防ぐためでもあります
が、なによりお子さん自身の治療と休養のためです。

	感染症の種類	予防・対処方法	出席停止期間の基準
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ(H5N1) を除く)	予防接種、臨時休校	解熱後、2日を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）		解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎		
	風しん		発疹が消失するまで
	水痘		すべての発疹が痂皮化するまで

咽頭結膜熱	手洗い、うがい、水泳前後のシャワー励行	主要症状が消退後、2日を経過するまで
結核	BCG 接種。感染者には発病予防療法がある	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

	感染症の種類	予防・対処方法	出席停止期間の基準
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフスおよびパラチフス	状況に応じ入院	病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	手洗い。トイレや汚染された衣類等の消毒。食品の加熱など。	
	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	眼分泌物にふれない。手洗い。タオル等は共用しないことなど。	
	その他の感染症		

	感染症の種類	予防・対処方法	出席停止期間の基準
その他の感染症	溶連菌感染症	特になし。一般的な手洗い・うがいの励行。	抗菌薬の治療開始後24時間以上経過して、全身状態がよければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A、B型肝炎ワクチン。 一般的な予防方法	A型は肝機能が正常化すれば、B、C型は無症状であれば、登校可能
	伝染性紅斑	飛沫感染の一般的な予防方法	発疹期には、感染力がほとんどないので登校可能
	手足口病	一般的な予防方法 (急性期を過ぎても、1~4週間にわたって、糞便からウイルスを排泄)	発熱、咽頭、口腔内の水泡・潰瘍など、症状が軽減していれば登校可能
	ヘルパンギーナ		症状が改善し、全身状態がよければ登校可能

	マイコプラズマ感染症	飛沫感染の一般的な 予防方法	急性期を過ぎ、症状が改善 して、全身状態がよければ 登校可能
	流行性嘔吐下痢症	排便後や食事前の手 洗いなど、一般的な 予防方法	下痢や嘔吐症状から回復し て、全身状態が良ければ登 校可能